


## ご家族がお亡くなりになったときに必要なお手続きについて


ご家族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。ご家族の方にはお悲しみの中、誠に申し訳ございませんが、下記を参考に必要な物をご確認の上、該当するお手続きをお願いします。法定相続人以外の方がお手続きをする場合は、委任状の提出が必要な場合がありますので、事前に担当課までご連絡ください。

下記のお手続きは、一般的に必要なと思われるお手続きをまとめたものです。通常1時間程度、お手続きに時間を要します。お時間に余裕をもってお越しいただきますようお願いいたします。下記のお手続き以外でも、後日担当課からご遺族の方にお手続きをお願いする場合があります。



※本人確認書類 1点の場合・・・官公署の発行した顔写真入りのもの（運転免許証等） 2点の場合・・・健康保険証、診察券、社員証、学生証等  
 ※同一住所でも住民票上の世帯を分けている場合は「別世帯」となります。  
 ※個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類としては使用できませんのでご注意ください。

| 項目   | 担当課<br>(0887)            | 支所で可能な手続き             | お手続きの内容   | 持参するもの<br>(全てのお手続きで来庁される方の本人確認書類が必要)   | 委任状                    |
|--|--------------------------|-----------------------|---|--|------------------------|
| <input type="checkbox"/> 死亡届   | 市民保険課<br>(1階)<br>57-8506 | <input type="radio"/> | 死亡の事実を知った日から7日以内に届出が必要です。<br>※葬儀屋さんに葬儀を依頼される場合は葬儀屋さんから死亡届の提出をされている場合がありますので事前にご確認ください   | 死亡届（死亡診断書）   | 不要                     |
| <input type="checkbox"/> 印鑑登録  |                          | <input type="radio"/> | 亡くなられた方の印鑑登録証の返還が必要です。<br>★紛失している場合は不要です。   | 亡くなられた方の印鑑登録証  | 不要                     |
| <input type="checkbox"/> マイナンバーカード   |                          |                       | 亡くなられた方のマイナンバーカード・通知カード・個人番号通知書は返却の必要はありません。<br>★死亡後の様々なお手続きでマイナンバーが必要になる場合があるため、大切に保管しておいてください。  |   |                        |
| <input type="checkbox"/> 国民健康保険  |                          | <input type="radio"/> | 亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合は、お手続きが必要です。   | ①亡くなられた方の国民健康保険被保険者証（亡くなられた方が世帯主の場合は、ご家族の国民健康保険被保険者証も必要）<br>②法定相続人および喪主の通帳またはキャッシュカード<br>③喪主を確認できるもの（会葬御礼・死亡広告など）  | 不要                     |
| <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療   |                          | <input type="radio"/> | 亡くなられた方が後期高齢者医療制度に加入していた場合は、お手続きが必要です。  | ①亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証<br>②法定相続人および喪主の通帳またはキャッシュカード<br>③喪主を確認できるもの（会葬御礼・死亡広告など）<br>④法定相続人および喪主の印鑑   | 不要                     |
| <input type="checkbox"/> 国民年金  |                          | <input type="radio"/> | 亡くなられた方によって必要なお手続きが異なりますので、事前に担当課までお問合せください。<br>★議員年金を受給していた場合は窓口でその旨お申し出ください（別途お手続きが必要です）。<br>★市町村職員共済組合、公立学校共済組合などから年金を受給している場合は、別途お手続きが必要な場合があります。<br>★遺族厚生年金を請求する場合など、南国年金事務所（088-864-1111）をご案内することもあります。 | 【国民年金を受給している場合】<br>①亡くなられた方の年金証書（紛失の場合も対応可）<br>②請求者の通帳またはキャッシュカード<br>③請求者の方のマイナンバーが確認できるもの<br>④その他必要書類（事前に担当課までお問合せください）<br>【国民年金に加入している場合】<br>事前に担当課までお問合せください。 | 不要                     |
| <input type="checkbox"/> 市民税<br><input type="checkbox"/> 国民健康保険税<br><input type="checkbox"/> 軽自動車税 | 税務収納課<br>(1階)<br>57-8504 |                       | お手続きが必要な場合は、担当課から法定相続人の方に別途ご連絡します。  |  |                        |
| <input type="checkbox"/> 固定資産税   | 税務収納課<br>(1階)<br>57-8504 | <input type="radio"/> | 亡くなった方が香南市内に土地や家屋などの資産をお持ちの場合は、お手続きが必要です。<br>★相続登記については、高知地方法務局香美支局（0887-52-3052）で別途お手続きをお願いします。  | ★法定相続人が固定資産税をお支払いいただく際口座振替を希望される場合は、金融機関の窓口へ届出印を持参して別途お手続きが必要です。   | 法定相続人以外の方がお手続きする場合には必要 |

| 項目  | 担当課<br>(0887)               | 支所で可能な手続き | お手続きの内容  | 持参するもの<br>(全てのお手続きで来庁される方の本人確認書類が必要)  | 委任状 |
|---|-----------------------------|-----------|--|---|-----|
| <input type="checkbox"/> 上下水道   | 上下水道課<br>(5階)<br>57-8512    | ○         | 亡くなった方の名義で水道を使用している場合は、名義変更または休止のお手続きが必要です。  | 申請者の認印<br>★引き続き水道を使用する場合、水道料金の口座振替を希望される場合は、金融機関の窓口へ届出印を持参し別途お手続きが必要です。   | 不要  |
| <input type="checkbox"/> 介護保険   | 高齢者介護課<br>(1階)<br>57-8510   | ○         | 要介護認定を受けていた場合や、74歳以下の方または生活保護を受給されていた場合は、お手続きが必要です。                                    | ①亡くなられた方の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証<br>②法定相続人の通帳またはキャッシュカード   | 不要  |
| <input type="checkbox"/> 市営住宅   | 住宅政策課<br>(4階)<br>57-7536    | ○         | 亡くなられた方が市営住宅に入居されていた場合は、担当課まで事前にお問合せください。  | 担当課までお問合せください。<br>                                   | 不要  |
| <input type="checkbox"/> 農地の相続  | 農業委員会事務局<br>(5階)<br>50-3018 | ×         | 亡くなられた方が農地を所有している場合、相続登記後に届出が必要です。<br>★相続登記については、高知地方法務局香美支局(0887-52-3052)で別途手続きが必要です。 | 登記完了証   | 不要  |
| <input type="checkbox"/> 農業者年金  |                             | ×         | 亡くなられた方が農業者年金の被保険者又は受給者であった場合、JAへ届出等の手続きが必要です。   | 農業者年金証書   | 不要  |
| <input type="checkbox"/> 犬の登録   | 環境対策課<br>(2階)<br>57-8508    | ○         | 飼い主が亡くなった方の場合は変更が必要です。   |   | 不要  |
| <input type="checkbox"/> 生活保護   | 福祉事務所<br>(2階)<br>57-8509    | ○         | 亡くなられた方が生活保護を受給されていた場合は、お手続きが必要です。   | 亡くなられた方の生活保護受給者証  | 不要  |
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳<br><input type="checkbox"/> 療育手帳<br><input type="checkbox"/> 精神障害者手帳 |                             | ○         | 亡くなられた方が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳をお持ちの場合は、お手続きが必要です。<br>★紛失した場合もお手続きが必要です。                  | ①代理人が届け出る場合は届出人の認印<br>②亡くなられた方の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳   | 不要  |
| <input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度の加入者または同制度の年金受給者  |                             | ×         | 亡くなられた方が心身障害者扶養共済制度に加入している場合や同制度の年金を受給している場合は、お手続きが必要です。                               | ①心身障害者扶養共済制度加入証書(口数追加証書)<br>②心身障害者扶養共済制度年金証書<br>③代理人が届け出る場合は届出人の認印<br>④その他必要書類(住民票・戸籍抄本・死亡診断書・預金通帳など個人によって異なりますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。) | 不要  |

1 亡くなられた方の口座から市税や水道料金などを口座振替していた場合は、別途お手続きが必要です。口座振替の用紙は各担当課でお渡しすることができますが、口座振替を希望される金融機関の窓口でのお申し込みが必要ですご注意ください。

2 住所地特例で介護保険や国民健康保険、後期高齢者医療を利用されていた場合は、香南市以外の市区町村にもお手続きが必要となる場合がありますので、ご遺族の方が当該市区町村にお問合せください。

3 郵便局(郵政民営化前の契約分)などで死亡診断書の写しが必要な場合は、必ず保険証書をご持参の上、市民保険課窓口または支所で提示してください。また、保険金の受取人でない方が窓口で死亡診断書の写しをお受け取りになる場合は、受取人の方の委任状も持参していただくようお願いします。

4 各種お手続きで住民票(手数料300円)や戸籍謄(抄)本(1通450~750円)が必要な場合は、事前に必要数をご確認のうえご来庁ください。また、亡くなられた方の戸籍謄(抄)本を発行するまでにお時間を要しますので、発行が可能な状態か事前に市民保険課(57-8506)までお問合せのうえ来庁いただきますようお願いいたします。

5 各種お手続きで戸籍謄(抄)本・所得証明書が必要となる場合は、戸籍は直系親族または亡くなられた方の配偶者以外の方、所得証明書は本人以外の方が請求する場合は委任状などが必要になりますので、詳細については担当課まで事前にお問合せください。

○所得証明書 : 税務収納課 57-8504